

FAX送信用

令和元年 10 月 9 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の令和元年9月末までに把握した業種別労働災害発生状況の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ
(http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html) にも苫小牧署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第2方面
電話：0144-33-7396

令和元年 業種別労働災害発生状況

(令和元年9月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別		令和元年				平成30年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計			(28) 315	(28) 315	83	2	(19) 368	(19) 370	104	-55	-14.9	100.0
除く鉱業計			(28) 315	(28) 315	83	2	(19) 368	(19) 370	104	-55	-14.9	100.0
製造業			(10) 82	(10) 82	23	1	69	70	15	12	17.1	26.0
内 訳	食料品		(9) 35	(9) 35	10		16	16	4	19	118.8	11.1
	木材木製品		5	5			5	5				1.6
	紙・パルプ		(1) 1	(1) 1			2	2		-1	-50.0	0.3
	窯業・土石		8	8	3	1	4	5	1	3	60.0	2.5
	金属・機器		9	9	2		14	14	2	-5	-35.7	2.9
	輸送用機械		5	5	3		4	4	1	1	25.0	1.6
	その他		19	19	5		24	24	7	-5	-20.8	6.0
鉱業												
土石採取			1	1						1		0.3
建設業			(4) 33	(4) 33	6		(2) 40	(2) 40	11	-7	-17.5	10.5
内 訳	土木工事業		(2) 12	(2) 12	4		12	12	4			3.8
	建築工事業		(1) 13	(1) 13	1		17	17	5	-4	-23.5	4.1
	木造建築業		4	4			6	6	1	-2	-33.3	1.3
	その他の工事業		(1) 4	(1) 4	1		(2) 5	(2) 5	1	-1	-20.0	1.3
道路貨物運送業			(6) 52	(6) 52	4		(6) 58	(6) 58	11	-6	-10.3	16.5
その他の運輸業			(1) 12	(1) 12	4		(1) 12	(1) 12	6			3.8
陸上貨物取扱業							1	1		-1	-100.0	
港湾荷役業			5	5	2		5	5				1.6
林業			1	1	1		4	4		-3	-75.0	0.3
漁業			1	1	1		1	1	1			0.3
卸売・小売業			33	33	16		(3) 41	(3) 41	20	-8	-19.5	10.5
清掃業			9	9	1		(1) 19	(1) 19	8	-10	-52.6	2.9
ゴルフ場			(1) 6	(1) 6		1	11	12	4	-6	-50.0	1.9
その他の事業			(6) 80	(6) 80	25		(6) 107	(6) 107	28	-27	-25.2	25.4

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

本統計は速報値であり、修正することがあります。

令和元年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和元年9月末現在）

業種別	区分	令和元年				平成30年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			8	8	3		10	10	2	-2	-20.0	2.5
畜 産 業			24	24	3		30	30	3	-6	-20.0	7.6
理 美 容 業												
その他の 商 業			(2) 4	(2) 4			(1) 7	(1) 7	3	-3	-42.9	1.3
金融・広告業			(1) 1	(1) 1						1		0.3
映画・演劇業												
通 信 業			(1) 4	(1) 4	3		(3) 6	(3) 6	3	-2	-33.3	1.3
教育・研究業							3	3		-3	-100.0	
保健・衛生業			(2) 22	(2) 22	10		(1) 21	(1) 21	6	1	4.8	7.0
飲 食 店			8	8	3		8	8	3			2.5
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）			7	7	3		5	5	1	2	40.0	2.2
その他の 事 業			2	2			(1) 17	(1) 17	7	-15	-88.2	0.6
合 計			(6) 80	(6) 80	25		(6) 107	(6) 107	28	-27	-25.2	25.4

令和元年 死亡災害発生状況

(令和元年 9 月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発 生 月	発 生 時 間	事 業 の 種 類	規 模	災 害 の 種 類	起 因 物	災 害 発 生 状 況 の 概 要									
死亡労働災害は発生していません																

過去 10 年間の死亡災害発生状況

発生年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
死亡件数	7	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	62 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

1 労働災害発生状況について

令和元年 9 月末現在の全産業における死亡及び休業 4 日以上の労働災害は315件で、前年同期と比べ55件（14.9%）減少しています。

前年同期に比べ 1 割以上増加している業種は、食料品製造業が19件（118.8%）増、窯業・土石製品製造業が 3 件（60.0%）増、輸送用機械器具製造業が1件（25.0%）増となっています。

事故の型別では多い順に、「転倒」が83件（26.3%）、「墜落・転落」が46件（14.6%）、「はさまれ・巻き込まれ」が33件（10.5%）となっています。

2 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

建設業の労働災害は、例年10月から12月までに多発する傾向にあり、年間の 3 割弱がこの時期に発生しています。

このため、10月から12月の工事追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の防止を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール」を集中して実施することとします。

つきましては、厚生労働省北海道労働局のホームページに掲載されている実施事項をご確認の上、積極的な取組をお願いします。

3 冬季転倒防止対策のご準備を

例年、転倒災害の約 6 割が10月から翌年 3 月までの期間に発生しています。

特に12月から 3 月は「凍結による転倒災害」、「スリップによる交通事故」、「除雪や雷下ろし作業時の墜落災害」等、凍結や雪に関連した災害が多発する時期です。また、転倒災害の発生が一番多い時間帯は朝 9 時から昼12時までで、転倒災害の過半数が午前中の時間帯に発生しています。

これからの時期は、気温の低下及び日が短くなることで、足元が見えずらく、気温の低下により身体の動きが悪くなると転倒災害のリスクが高まります。

今のうちから対策を練り、万全な状態で冬季を迎えましょう。